

「ボランティア活動保険」に関するQ&A

〈加入手続きについて〉

- Q-1 補償期間について
- Q-2 加入申込書への加入者氏名の記入について
- Q-3 最寄りの社協について
- Q-4 保険料の返れいについて
- Q-5 複数グループ所属の場合の加入について
- Q-6 基本タイプ加入者の天災補償について
- Q-7 NPO所属ボランティアの加入について
- Q-8 印鑑を忘れた場合の手続きについて
- Q-9 海外から来られた方の申込書記載方法について

〈ボランティア活動保険の対象になりますか？〉

- Q-10 小、中学生の加入について
- Q-11 災害・防災ボランティア活動について
- Q-12 外国籍ボランティアの加入について
- Q-13 町内会の懇親会について
- Q-14 町内会の清掃活動、地域の見まわり活動について
- Q-15 青年団の自主防災組織の加入について
- Q-16 自治会の防犯ボランティア会議の補償について
- Q-17 リサイクル収益で行うボランティア活動について
- Q-18 学校教育として行うボランティア活動の加入について
- Q-19 放課後の地域有志による文化伝承活動について
- Q-20 父母会、先生による登下校の見守りについて
- Q-21 自宅での育児ボランティアについて
- Q-22 謝礼金のあるボランティア活動の加入について
- Q-23 地域通貨発行のボランティア活動の加入について
- Q-24 ポイントが貯まる介護支援ボランティアについて
- Q-25 福祉委員の加入について
- Q-26 保護司の加入について
- Q-27 調理学校学生の調理ボランティア活動の加入について
- Q-28 学生の単位取得のためのボランティア活動について
- Q-29 ボランティア活動を始めたい人の勉強会について

〈補償内容について〉

- Q-30 福祉バザーでの食中毒の補償について
- Q-31 基本タイプと天災タイプの違いについて
- Q-32 台風災害時のボランティア活動の補償について
- Q-33 ボランティア活動の補償の範囲について
- Q-34 補償対象の「ケガ」について

- Q-35 診断書料の費用負担について
- Q-36 障害者山登りガイドヘルプの補償について
- Q-37 専門職業人について
- Q-38 行事用保険加入者の補償について
- Q-39 一人で行う見まわり活動の補償について
- Q-40 洪水に起因する賠償責任の補償について

〈このような事故は補償されますか？〉

- Q-41 ワンワンパトロール中の事故補償について
- Q-42 転倒した人を助けた際のケガの補償について
- Q-43 配食ボランティア活動での食中毒の補償について
- Q-44 配食ボランティア活動での利用者へのケガの補償について
- Q-45 施設ボランティア活動での利用者へのケガの補償について
- Q-46 スポーツボランティア活動中、相手へのケガの補償について
- Q-47 ボランティア活動中のケガで病気になった時の補償について
- Q-48 はり治療の補償について
- Q-49 ボランティア活動中に借りたものをこわした時の補償について
- Q-50 ボランティア同士の賠償事故の補償について
- Q-51 賠償請求のない場合の補償について
- Q-52 スポーツ中のケガについて
- Q-53 自動車による事故での賠償補償について
- Q-54 借りたパソコンをこわした時の補償について
- Q-55 利用者宅の玄関窓をこわした時の補償について
- Q-56 公民館で靴を紛失した時の補償について
- Q-57 蜂に刺され、通院した時の補償について
- Q-58 預った財布を紛失した時の補償について
- Q-59 コンタクトレンズ紛失時の補償について
- Q-60 福祉バザーでの事故の補償について
- Q-61 熱射病の補償について
- Q-62 往復途上の事故の取扱いについて①
- Q-63 往復途上の事故の取扱いについて②

〈その他〉

- Q-64 転居地での事故の取扱いについて
- Q-65 保険証券の発行について
- Q-66 大規模災害時の「特例」について

加入手続きについて

Q-1 ボランティア活動保険の補償期間を教えてください。また、中途加入した人の補償期間はどのようにですか？

A-1 ボランティア活動保険は毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時（24時）の1年間が補償期間となります。また、途中で加入された場合も3月31日で補償は終了しますので、翌年は4月1日からの更新手続きが必要となります。

Q-2 グループでボランティア活動保険に加入する場合、「加入申込書」に加入者全員の氏名を記入しなければいけませんか？

A-2 グループですでに作成済みの名簿がある場合は、「加入申込書」に名簿のコピー（名簿の様式は問いません。）を添付して社会福祉協議会に提出すれば、「加入申込書」に加入者氏名を転記する必要はありません。

Q-3 最寄りの社会福祉協議会で加入申込みをするようにパンフレットに記載されていますが、「最寄り」とは、居住地（現住所）、勤務先、活動場所のいずれでも構わないのですか？

A-3 「最寄り」とは、居住地（現住所）を指していますが、勤務先や活動場所などの社会福祉協議会で会員登録などの受付が可能であれば、そこでも加入手続きは可能です。事前に該当の社会福祉協議会までお問い合わせください。

Q-4 保険料を誤って多く振込んでしまいました。返れいしてもらえますか？

A-4 次の手続きにより返れいできます。
返れい請求書を作成し、最寄りの日本興亜損保に提出してください。その際、保険料誤りの根拠となるもの（加入報告票および払込受領証のコピー）を添付してください。

Q-5 複数のボランティアグループに所属してボランティア活動をしている場合、それぞれのグループで保険に加入しなければなりませんか？また、他県におけるボランティア活動であっても対象になりますか？

A-5 複数のボランティアグループのうち、どこか1カ所で加入手続きをとってください。他のグループにおける活動についても補償されます。国内におけるボランティア活動は対象になります。

Q-6 ボランティア活動保険の基本タイプに加入しています。もし大地震が起きたら、被災地に行ってボランティア活動をしたいと思っています。その時には、天災タイプへの加入が必要でしょうか？

A-6 災害復旧などのボランティア活動中のケガは基本タイプで補償されますが、余震によりケガをした場合には、天災タイプでないと補償されませんので、天災タイプへの加入をおすすめします。その時には、すでに基本タイプに加入している場合であっても新たに天災タイプに加入することになります。（Q-31参照）
（基本タイプに加入の方が、災害時に天災タイプに追加加入した場合でも、補償はいずれか1口のみとなります。）
なお、大規模災害時の特例については「Q-66」をご参照ください。

Q-7 NPO法人に所属するボランティアが行うボランティア活動は加入の対象となりますか？

A-7 対象となります。
全社協のボランティア活動保険では、NPO法人が行うボランティア活動にも対応できるよう「特定非営利活動促進法（NPO法）」に規定されている日本国内における活動を加入対象としています。

Q-8 加入申込みの手続きに来ましたが、印鑑を忘れてしまいました。加入手続きは可能ですか？

A-8 加入申込人が法人の場合は、法人印の押印が必ず必要になりますが、グループや個人の場合は、加入申込手続きに来た方個人の署名(フルネーム)で結構です。

Q-9 被災地での活動を行うため、海外から来られたボランティアの方の保険加入申込書記載方法について教えてください。

A-9 住所や連絡先は、連絡を取ることができるものを記載してもらってください。なお、日本滞在中キャンプなどで宿泊先を転々とされる場合は、住所は主な滞在場所を記入してもらってください。ただし、その場合でも携帯電話など必ず連絡が取れる方法をご確認ください。また、あわせて帰国後の連絡先も記入してもらってください。

ボランティア活動保険の対象になりますか？

Q-10 親子でボランティア活動を行っていますが、小・中学生も加入できますか？

A-10 小・中学生も、本人の意思でボランティア活動を行う場合は、加入できます。
賠償事故で責任能力がないと認められても、監督義務者を被保険者に追加しておりますので補償の対象となります。

〔監督義務者を被保険者とする理由〕

近年、ボランティア活動が一般化し、小・中学生によるボランティア活動が活発化していますが、小・中学生による加害行為の場合、責任無能力*を理由として加害行為者本人に責任が発生せず、監督義務者が損害賠償責任を負うことがあるため、監督義務者を被保険者としたものです。

*責任無能力とは、事理弁識能力（自らの行為の結果、何らかの法律上の責任が生じることを認識する能力）を備えていないことをいい、判例、学説によれば、通常事理弁識能力は12歳から14歳程度で備わるとされています。ただし、備わる時期には個人差があり、また同一人であっても行為の態様によって異なります。

Q-11 災害ボランティア活動・防災ボランティア活動を主な目的とするボランティアでも、加入できますか？

A-11 社会福祉活動の一環として行われる災害ボランティア・防災ボランティアも加入できます。一般的な防災ボランティア活動（地震・噴火・津波を除きます。）は、基本タイプで補償されます。ただし、海難救助や山岳救助などのボランティア活動は補償の対象となりません。

地震などの災害地でのボランティア活動については、余震によるケガを補償する天災タイプも設定されています。

Q-12 日本国内でボランティア活動をする外国籍の方も加入できますか？

A-12 加入申込人の条件（社会福祉協議会およびその構成員、会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体）を満たしていれば加入できます。

Q-13 社会福祉法人、NPO法人、学校などの理事会・評議員会や自治会、PTAなどの会議、会員のためのレクリエーションや懇親会は対象になりますか？

A-13 対象となりません。
ボランティア活動以外の目的でつくられた団体、グループの理事会や評議員会は組織運営のための活動であり、また、団体やグループ構成員のためのレクリエーションや懇親会などは親睦の一環と考えられ、対象となりません。

Q-14 町内会での清掃活動や地域の見まわり活動は、対象になりますか？

A-14 町内会活動とは別に、町内会の有志が行う清掃活動や見まわり活動は対象になります。ただし、町内会で当番制・輪番制などで清掃活動を行うことを決定しているような場合は、その活動自体は自発的な活動とはいえず、町内会活動の一部と判断できるため、対象外となります。自治会やPTAも同じです。

Q-15 自治会、青年団などで組織する自主防災組織（初期防火活動など）は加入対象になりますか？

A-15 自治会、青年団などの中から自発的な意思により組織されたものなので、加入対象になります。

Q-16 自治会のボランティアグループで防犯活動をしています。防犯ボランティア会議は補償の対象になりますか？

A-16 ボランティアによる会議は対象になりますが、自治会の定例会議などにあわせて行う防犯ボランティア会議は、自治会の会議と区別できないところがあるため対象になりません。

Q-17 回収したカン類を分別してリサイクルした収益で、障害者や高齢者を対象に無償で食事を提供している団体があります。ボランティア活動保険の対象となりますか？

A-17 対象となります。
収益がボランティア個人に還元されていない場合は、有償の活動にはあたりません。

Q-18 学校教育の一環として先生や生徒が行うボランティア活動は、ボランティア活動保険の対象になりますか？

A-18 学校が教育計画の一環として行う場合は、学校管理下の活動のため対象となりません。
ボランティア活動保険の対象は、そのボランティア活動が「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償の活動」で、「学校管理下外の活動」です。
学校の管理下とされる次のような場合は、対象となりません。

学校の管理下となる場合	例 えば
1. 学校が編成した教育課程に基づく授業中	・各教科（科目）・道徳の授業中、幼稚園での保育中 ・特別活動中（児童・生徒・学生会活動、学級会活動、ホームルーム、学級指導、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）
2. 学校の教育計画に基づく課外指導中	・部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
3. 休憩時間中	・始業前、業間休み、昼休み、放課後
4. 通常の経路、方法による通学中	・登校（登園）中、下校（降園）中
5. 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中	・鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など
6. 学校の寄宿舎にあるとき	
7. 定時制、通信制の高等学校生徒が技能連携施設で教育を受けているとき	

Q-19 町の小学校では総合学習の一環で授業時間や放課後に、地域の有志の方々に昔の遊びを教えてもらったりしています。学校管理下でのボランティア活動は、ボランティア活動保険の対象にならないとなっていますが、この地域の有志の方々はボランティア活動保険に加入することはできますか？

A-19 加入することができます。
学校管理下でのボランティア活動がボランティア活動保険の対象とならないのは、その活動をしている人が、学校の先生や生徒の場合です。今回の質問のように、学校外の人が行うボランティア活動は、たとえ学校の管理下であってもボランティア活動保険の対象になります。
なお、福祉科目など学校の教育課程における授業で講義を行う場合であっても、学校と雇用関係になく、自発的な意思によりボランティアとして行うものであれば対象になります。

Q-20 防犯活動の一環として子どもの登下校の見守りや公民館などでの子どもの相手をするボランティア活動は、責任者が学校の先生であったり父母会であったりする場合がありますが、対象になりますか？

A-20 対象になります。活動責任者については、特に誰かは問いません。ただし学校の先生の場合、勤務時間中であれば対象になりません。

Q-21 Aさん、Bさん、Cさん、Dさんの4人のボランティアグループが、Aさんの自宅で育児ボランティアをしています。活動中や往復途上の事故はボランティア活動保険の対象になるのでしょうか？

A-21 自宅内における活動は、日常生活との区別がつきにくいことから対象外としています。
しかしながら日常生活と区別でき、かつ活動計画書などによって活動予定や内容が事前に確認できる場合には対象としています。その場合、Bさん、Cさん、Dさんは、それぞれ自宅を出てから帰るまでがボランティア活動保険の対象となります。ただし、宿泊を伴う活動の場合は、対象外としています。

Q-22 ボランティア活動で謝礼金をもらった場合、そのボランティア活動は、ボランティア活動保険の対象になりますか？

A-22 その謝礼金が、ボランティア活動の対価でなく、交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費としての支給であれば無償とみなします。
ただし、ボランティア活動の報酬として時給・日給・月給などで支払われる場合は、少額であっても無償とはならないため、補償の対象となりません。

Q-23 ボランティア活動をしたことによって地域通貨をいただきましたが、この活動はボランティア活動保険の補償対象になりますか？

A-23 その地域通貨によって次回は自分がボランティアを受けられるとか、肩たたき券などのような換金性のない場合は、有償とはみなしませんので補償の対象となります。
ただし、物品を購入できるなど換金可能な地域通貨の場合には、Q-22と同様の取扱いとなります。

Q-24 介護支援ボランティアを行うとポイントがたまり、市の施設利用の割引が受けられることとなっています。この活動はボランティア活動保険の補償対象になりますか？

A-24 換金性があると判断されるため、無償の活動とは言い難く、対象となりません。

Q-25 地域で見守り活動をしている福祉委員はボランティア活動保険の加入対象になりますか？

A-25 加入できます。ただし、賠償責任の補償は福祉委員の個人責任部分が対象となりますので、社協など委嘱元が負う使用者責任部分を補償するものではありません。

Q-26 保護司をしています。ボランティア活動保険への加入はできますか？

A-26 保護司活動など公務災害の対象となる活動は、民生委員・児童委員活動を除き全社協のボランティア活動保険では対象外としています。また、専用の保険制度がある活動や日常生活との区別がつきにくい活動、社会教育を目的とするボランティア活動なども対象外としています。各団体へお問い合わせください。

(例) 里親活動、ファミリーホーム活動、ホームステイの受け入れ活動、老人クラブ活動、自治会活動、ボーイ(ガール)スカウト活動、PTA活動 など

ただし、保護司の有志が集まって清掃活動を行うなど、保護司活動とは別の自発的に行う他人や社会に貢献する活動は対象としています。

Q-27 調理専門学校の学生がレストランで調理ボランティアをしています。ボランティア活動保険の対象になりますか？

A-27 目的が「自分の調理知識、技術習得のための活動」であれば、「他人や社会に貢献する活動」とは言い難いことから、対象になりません。

Q-28 福祉学科の学生ですが、福祉施設でボランティア活動をすれば単位が取得できます。ボランティア活動保険に加入できますか？

A-28 免許、資格、単位などの取得のために行うボランティア活動は、自発的な意思によるものとはいい難く、対象になりません。

Q-29 ボランティア活動を始めたい人向けの勉強会に参加します。ボランティア活動保険に加入できますか？

A-29 加入できません。ボランティア活動保険で「ボランティア活動中」と定義している「勉強会」は、実際に行うボランティア活動の勉強会です。ボランティア活動を行うか否かを勉強会参加後に決めるという主旨のものは、「ボランティア活動中」とは言えず、対象にしておりません。なお、体験ボランティアも同様に判断しています。

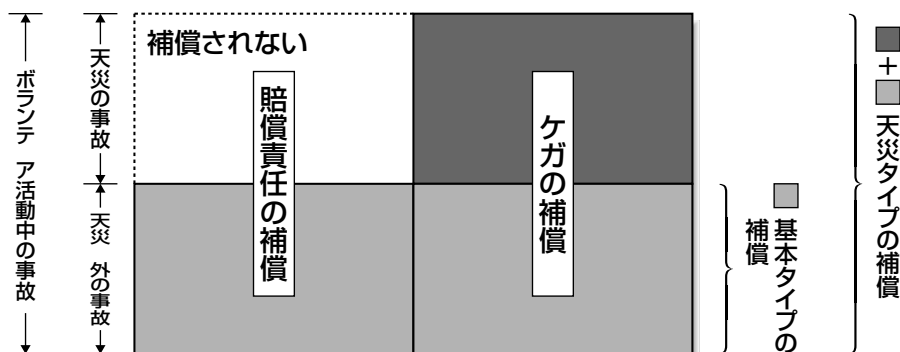
補償内容について

Q-30 ボランティア活動保険加入者が、社協の福祉バザーで焼きそばを担当中、食中毒事故が発生しました。焼きそばは、ボランティア本人と社協職員が作ったものですが、補償はどうなりますか？

A-30 ボランティアと社協の損害賠償責任の割合によって補償されます。

Q-31 基本タイプと、天災タイプの違いはどのようなものですか？

A-31 「基本タイプ」は、ボランティア活動中のケガと損害賠償責任を補償するタイプですが、天災(地震・噴火・津波)によるケガは補償されません。一方、「天災タイプ」は、基本タイプの補償範囲だけではなく、天災(地震・噴火・津波)によるボランティア自身のケガをも補償するプランです。
「基本タイプ」と「天災タイプ」の補償範囲は下表の通りです。



天災とは、地震、噴火、津波をいいます。

Q-32 台風災害時のボランティア活動は、天災タイプに加入していないと補償されないのでしょうか？また、天災タイプに加入していないと補償されないのは、どんな場合でしょうか？

A-32 台風などの風水害によるケガは、基本タイプで補償されます。
天災タイプに加入していないと補償されないのは、ボランティア活動中に① 地震 ② 噴火 ③ 津波によりケガをした場合です。

Q-33 ボランティア活動中とは、どこからどこまでをいうのですか？
24時間活動する場合や深夜の活動、または複数の拠点を移動しながら活動する場合は対象になりますか？

A-33 ボランティア活動中とは、ボランティア活動を行っている間です。ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居（住居以外の施設を起点とする場合、「施設」と読み替えます。）を出発してから住居（住居以外の施設に帰着する場合は、「施設」と読み替えます。）に帰着するまでの間を補償します。
したがって、24時間活動する場合や深夜の活動、あるいは複数の拠点を宿泊しながら移動するような活動を行う場合も補償の対象となります。

Q-34 補償の対象となる「ケガ」とはどのようなものですか？

A-34 急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。
「急激」とは、原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。
「偶然」とは、原因または結果の発生を予知できない状態をいいます。
「外来」とは、発生の原因が被保険者の身体に内在するものではなく外部にあることをいいます。
これらの要件を欠くケガとしては、「靴ずれ」「しもやけ」「長期間のストレスの蓄積による腰痛」などが挙げられ補償の対象となりません。

Q-35 診断書料は保険で支払われますか？

A-35 支払われません。
ケガの程度を立証する費用であるため、加入者の負担となります。ただし、ケガの補償の場合、保険金請求額が10万円以内であれば、治療状況申告書で代用でき、診断書は必要ありません。

Q-36 障害者の方のガイドヘルプをしていますが、障害者の方の希望により山の紅葉を見に行くことになりました。山登りのボランティア活動保険での補償はどうなっていますか？

A-36 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山の場合、ケガの補償の対象にはなりません（賠償責任の補償の対象にはなります。）。それ以外の山登り、ハイキングなどはケガの補償、賠償責任の補償とも対象になります。

Q-37 保険金をお支払いできない主な例の賠償責任の補償に関する事項に記載のある「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人が資格に基づいて行う施術」とは、具体的にどのようなものですか？

A-37 医師、歯科医師以外で法律により医療行為が認められているこれらの資格保有者が、その資格に基づいて行った医療行為（関連・類似行為）について、保険金をお支払いできないというものです。これらの資格保有者がその知識や経験を活用し、医療行為（関連・類似行為）以外の活動を行うことは問題ありません。
なお、理容師、美容師、エステティック、介護福祉士などの資格に基づいて行う活動は「施術」にはあたりませんので本項目に該当しません。

Q-38 障害者の方々と「紅葉を楽しむ会」を開催しましたが、急な坂道で障害者の方がつまづき、ボランティア本人も支えきれずに2人で転んでケガをしてしまいました。ボランティア活動保険とボランティア行事用保険に加入していますが、各保険の補償はどうなりますか？

A-38 ①ケガの補償

- ・ 障害者の方のケガ・・・ボランティア行事用保険で補償されます。
- ・ ボランティア本人のケガ・・・ボランティア活動保険とボランティア行事用保険で補償されます。

②賠償責任の補償

障害者の方への賠償責任の補償は、主催者の責任が問われた場合、ボランティア行事用保険で補償されます。
※もしボランティア個人の責任も問われる事故の場合には、責任割合に応じて補償されることになります。

Q-39 地域の見まわり活動を行っているボランティアグループのメンバーです。①活動にあたっては、一人体制で行い、活動報告書を提出することになっていますが、活動中と判断できますか？②活動時間の限定は必要ですか？

A-39 ①ボランティアグループの会則などに則り企画立案された活動で、事前に活動スケジュールが決められている場合で、活動中の腕章着用など外形的にも活動中であることが認識できること、また、活動報告の提出があることなどから活動中と判断できます。

②活動時間については、活動中であることが客観的に判断・区別されることが必要です。

Q-40 「ボランティア活動保険」では、洪水に起因する賠償責任も補償されるのでしょうか？

A-40 補償されます。

ただし、「ボランティア行事用保険」「福祉サービス総合補償」の賠償責任の補償では、補償の対象外となっていますのでご注意ください。

このような事故は補償されますか？

Q-41 犬を随伴しての見まわり活動（通称わんわんパトロール）は、補償の対象になりますか？
また、犬が誤って通行人などを噛んだ場合はどうなるのでしょうか？

A-41 対象となります。ただし、犬の散歩が目的である場合などの活動については、ボランティア活動中なのかどうか客観的に区別・判断できないため対象になりません。

なお、活動内容（条件）が人と犬がセットで活動することになっている場合は、活動中に犬が起こした事故も賠償責任の補償の対象となります。ただし、犬のケガについては補償の対象になりません。

Q-42 買い物中に前を歩いていた人が転倒したので、助け起こそうとした際に、自分も足をひねって捻挫してしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか？

A-42 善意の行動ではありますが、ボランティア活動保険で対象としている「グループの会則に則り企画、立案された活動」「社協に届出た活動」「社協に委嘱された活動」とは言い難く、対象にはなりません。

Q-43 配食・給食ボランティア活動で食事の提供を行い、食中毒が発生した場合、補償の対象になりますか？

A-43 調理中、あるいは運搬中といったボランティア活動中に原因があった場合は補償の対象となります。
ただし、時間をおいて食べたために起きた事故は食べた人の責任ですので、対象になりません。

Q-44 社会福祉協議会の業務のお手伝い（配食サービスなど）をしているときに利用者にケガをさせてしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか？

A-44 ボランティア個人の行為に過失があった場合には、個人責任を問われる可能性がありこの場合にはボランティア活動保険で補償されます。

なお、一般的には使用者である社会福祉協議会が、利用者に対して損害賠償責任を負うこととなりますので、社会福祉協議会が契約している賠償責任保険（全社協の補償制度では「社協の保険」、「福祉サービス総合補償」）で補償されることとなります。

Q-45 社会福祉施設（デイサービスセンターなど）の業務のお手伝いをしているときに、利用者にケガをさせてしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか？

A-45 A-44と同じように、一般的には施設の責任になりますので、施設が加入している賠償責任保険（全社協の補償制度では「しせつの損害補償」）で補償されることとなりますが、個人責任を問われた場合には、ボランティア活動保険で補償されます。

Q-46 ボランティア活動の一環として行われたスポーツ指導中、相手にケガをさせてしまった場合、補償の対象になりますか？

A-46 ボランティアの指導に過失があった場合は補償の対象となります。ただし、スポーツでは通常、程度の差こそあれ身体的な危険を伴うことが是認されており、定められたルールから著しく逸脱していない場合は、法律上の損害賠償責任が発生しないと考えられるため、補償の対象となりません。（Q-52もあわせてご覧ください。）

Q-47 ケガが原因で病気になった場合は補償の対象となりますか？

A-47 活動中のケガと直接因果関係のある病気については対象となります。例えば転んだ時のキズが原因で破傷風になった場合などは補償されます。

Q-48 活動中ケガをしたボランティアがより治療を受けた場合、補償の対象になりますか？

A-48 対象となりません。
ただし「医師」の治療を受け、その上で「医師」が必要と認めた場合は対象となります。

Q-49 ボランティア活動中、社会福祉協議会より借りている物を誤ってこわしてしまった場合は補償の対象になりますか？

A-49 賠償責任の補償の対象となります。修理費用もしくは時価のいずれか低い額が補償されます。

Q-50 ボランティア活動保険に加入しているボランティア同士の賠償事故は補償の対象になりますか？

A-50 対象となります。
ただし、相手が 被保険者の配偶者
被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族*
被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様
の場合は対象となりません。
*親族とは、6親等内の血族、配偶者、および3親等内の姻族をいいます。（民法725条）

Q-51 実際に損害賠償請求されていなくても保険金は支払われますか？

A-51 支払われません。法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金を支払います。

Q-52 地域のゲートボール大会で参加者にお茶を配るボランティアをしていました。あるチームがメンバー不足で試合に参加できなくなっていたので、そのチームのメンバーの一員として試合に参加しましたが、その試合中に転倒してケガをしてしまいました。補償の対象になりますか？

A-52 対象になりません。試合に参加することは、本人のレクリエーションであり、スポーツ競技や試合に参加している場合はボランティア活動にはあたりません。

Q-53 ボランティア活動に向かう途中、ボランティア自身が自動車を運転し、事故を起こしてしまった場合、ボランティア活動保険で補償の対象となりますか？

A-53 ボランティア自身のケガの補償以外は対象となりません。(同乗者の方もボランティア活動保険に加入されていて、ボランティア活動に向かう途中であった場合は、同乗者のケガは同乗者が加入するボランティア活動保険で補償の対象となります。)

ボランティア活動保険では、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任の補償は対象となりません。もちろん、自動車の修理代も対象となりません。

Q-54 お年寄りにパソコン教室を無料で開講しているボランティアグループですが、パソコンを町から借りて運営しています。パソコンをこわしたりデータを消してしまった場合、ボランティア活動保険で補償してもらえるでしょうか？

A-54 ①ボランティアの不注意によりパソコンをこわしてしまった場合には、その人のボランティア活動保険の賠償責任の補償対象となります。

②運営方法やパソコンの設置ミスによりパソコンがこわれた場合は、グループ全体の責任になりますので全員のボランティア活動保険で補償されます。したがって、グループ全員がボランティア活動保険に加入することが必要です。

③パソコンの損壊と共にパソコンに組み込まれている市販ソフトが使用できなくなった場合のソフトの再取得費用は補償の対象になりますが、操作ミスによってデータを消してしまった場合の損害賠償は、補償の対象にはなりません。

※第三者の財物をこわした場合の賠償責任の補償のお支払い金額は、修理費用もしくは時価のいずれか低い額が限度となります。

Q-55 移送サービスのボランティア活動中、Xさんを車いすに乗せる準備中、誤って車いすをXさんの玄関の窓ガラスにぶつけて、車いすも窓ガラスもこわしてしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか？

A-55 補償されます。

車いすも窓ガラスも修理費が補償されます。

もし、車いすが全損の場合には、その車いすの時価（新品価格ではありません。）が補償されます。

Q-56 ボランティアのAさんは、育児ボランティア活動をしています。公民館でのボランティア活動後、自分の靴と参加者の靴が数足見当たりません。ボランティア活動保険で補償されますか？

A-56 Aさんの靴は補償されません。参加者の靴については、出入り自由の施設などでは一般的に主催者の管理責任が問われることにはなりませんが、事故状況によりますので速やかに加入受付社協に事故報告をしてください。

Q-57 ボランティアのBさんは、地域の子どものキャンプに付き添った際、大きなハチに刺され、帰宅後ひどく化膿し通院しています。ボランティア活動保険の補償の対象になりますか？

A-57 後日化膿した場合でも、その原因がボランティア活動中にハチに刺されたものであれば対象となります。

ただし、単に蚊に刺されてかゆいだけなど、医師の治療を要さない虫さされはケガとはいえず、対象になりません。

Q-58 障害者のガイドヘルプ活動中、預かっていた財布（現金1万円入）を落としたことに気づき、すぐに交番に届けましたが、ボランティア活動保険で補償されますか？

A-58 現金1万円と財布の時価が補償されます。(警察への届け出が必要です。)

なお、盗難の場合も同様です。

Q-59 キャンプでのボランティア活動中、川で滑ってコンタクトレンズを流してしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか？

A-59 ボランティア個人の所有物は、ボランティア活動保険の補償の対象ではありません。

Q-60 社会福祉協議会主催の福祉バザーで、ボランティアが誤って隣にいたボランティアの足に熱湯をかけてヤケドをさせてしまいました。ボランティア活動保険とボランティア行事用保険の各保険の補償はどうなりますか？

A-60 ①ケガの補償
ヤケドをした本人が加入しているボランティア活動保険と社協が加入しているボランティア行事用保険の両方から補償されます。
②賠償責任の補償
この場合の事故状況ですと熱湯をかけたボランティア個人の責任と考えられますので、加入しているボランティア活動保険で補償されます。(Q-50参照)

Q-61 ボランティア活動中に熱射病になった場合は補償されるのでしょうか？

A-61 熱中症（日射病・熱射病）により身体に障害を被った場合は、補償されます。

Q-62 ボランティア活動終了後、帰宅前に買い物のためにスーパーに向かっている途中、転んでケガをしました。この場合、往復途上として補償されるのでしょうか？

A-62 補償されません。
ボランティア活動と別の目的をもって行動を開始した時点で補償は終了します。買い物を終え、ボランティア活動場所と自宅間の通常の往復経路に戻った場合でも、一旦別の目的のために行動をしているため、対象にはなりません。

Q-63 ボランティア活動に行こうとして自宅の庭で転んでケガをしました。この場合、往復途上として補償されるのでしょうか？

A-63 補償されません。
往復途上の補償は、自宅の敷地を出てから自宅の敷地に戻るまでとなります。

その他

Q-64 転居地（または他県）で活動中に事故が発生した場合、ボランティアはどこに事故報告をしたらよいのでしょうか？

A-64 加入受付社協に連絡をしてください。その連絡を受けた社協は、ただちに当該都道府県の日本興亜損保に事故報告書を送付してください。

Q-65 加入者個人に保険証券は発行されないのですか？

A-65 保険証券は、日本興亜損保より契約者である全社協に発行され、加入者個人には発行されません。加入申込書4枚目が加入者控となり加入証を兼ねていますので、補償期間が終了するまで大切に保管してください。

Q-66 大規模災害時の「特例」対応について教えてください。

A-66 全社協のボランティア活動保険では、地震や洪水などにより大規模災害が発生した際には、道県・指定都市社協からの要請を受け、保険会社の承認を得て、災害時の保険対応の特例が適用されることとなります。特例措置が適用された場合は、次のいずれかの加入手続きにより迅速な補償がされることとなります。
①被災地へ向かう前に居住地の最寄りの社協で加入手続きをした場合、被災地への往復途上も補償されます。
②被災地の災害対策本部もしくは社協で加入手続きをすると、すぐに活動を行う場合でも翌日午前0時からではなくただちに補償されます。

Q-5 ホームヘルパー養成講習会を催すためボランティア行事用保険に加入しようと思いますが、受講者の人数が確定していないときはどのように加入すればよいのですか？

A-5 講習会の受講定員数で延べ人数を算出し、加入手続きを行ってください。
なお、加入手続き後、実際の受講者数と加入時の人数が異なる場合は、手続きが必要になりますのでお問い合わせください。

Q-6 同一主催者による複数の行事の開催予定があらかじめわかっている場合、1度の加入申込みで手続きできますか？

A-6 1枚の加入依頼書で、5件まで加入申込みをすることができます。
加入手続き後、各々の行事の日程・参加者数に変更がある場合には、手続きが必要になりますのでお問い合わせください。

Q-7 お年寄りの交流会で配付したお弁当で食中毒が発生しました。補償されますか。

A-7 ケガの補償：細菌性・自然毒・化学物質、ウイルス性による食中毒とも補償されます。
賠償責任の補償：主催者側が提供した弁当が原因で食中毒が発生し、主催者が損害賠償責任を負われた場合には補償されます。

Q-8 日帰りキャンプで参加者が熱射病になりました。補償の対象になりますか。

A-8 行事中に熱中症（日射病・熱射病）にかかった場合は、Aプラン（日帰り）ではケガの補償の対象となりますが、Bプラン（宿泊）では補償されません。

Q-9 ボランティアグループで研修旅行に行くことになりましたが、参加者の都合で、日帰りの人や1泊の人また2泊の人がいます。ボランティア行事用保険はどのように加入すればよいのでしょうか。

A-9 参加者名や参加日程が確定している場合であれば、日帰りの人はAプラン、宿泊の人はBプランに一度の手続きで加入ができます。Aプランの最低保険料は20名分です（Bプランは最低保険料はありません。）。また、宿泊日数の異なる参加者がいる場合は、宿泊日数ごとに保険料計算をしてください。なお、Bプランは参加者名簿の提出が必要です。

Q-10 日帰りの1日行事ですが、行事の前日にその準備と翌日に後片付けがあります。準備や後片付けの日も含めて加入できますか？ また、行事と準備・後片付けを分けて加入できますか？

A-10 準備と後片付けを含め加入できます。
1行事として行事の準備の日から後片付けの日までの参加人数の合計で加入してください。
ただし、行事の日を含めず準備の日や後片付けの日のみで加入することはできません。また、行事が「A2」となる場合は、準備と後片付けも全て「A2」が適用されます。

Q-11 竹林ボランティアグループが、夏休みに地元の子どもたちを集めて、竹とんぼづくりなど竹細工の行事を開催します。小刀やキリなどの道具を使いますが、行事用保険の対象になりますか？その場合、行事区分は何でしょうか？

A-11 対象となります。
また、適用行事区分は、「A1」です。なお、電動工具や機械を使用する場合は加入できません。

Q-12 町内会のボランティアグループで、空き缶拾いや草刈りなどの清掃活動を行うことになりました。年間数日の一斉活動のため、ボランティア行事用保険に加入しようと思いますが、対象となりますか？

A-12 対象となります。
日程や参加人数が決まっている場合は、1度に加入することもできます。
ただし、草刈り機などの電動機械を使つての清掃活動は、「ボランティア行事用保険」の対象となりませんのでご注意ください。

Q-13 自治会のボランティアグループで、花火大会のときに防犯パトロールを行います。
「ボランティア行事用保険」の対象となりますか？

A-13 対象となりません。
ボランティア行事用保険では、防犯パトロール以外にも防火パトロールや交通指導・補導員など対象とならない活動もありますのでご注意ください。

Q-14 乳幼児を持つ母親向けに育児のための講演会を開催します。当日、ボランティアさんに来てもらって会場に託児所を併設しますが、託児についてボランティア行事用保険に加入はできますか？

A-14 託児のみの加入はできません。
行事全体での加入はできますので、講演会とセットで加入することになります。

Q-15 野外行事で旅館、レストランなどで食事しているときの賠償事故や参加者のケガについての補償はどうなりますか？

A-15 この場合の賠償事故は、過失の有無によって補償される場合とされない場合があります。
行事主催者に管理責任があり、過失があったと判断される場合のみ補償されます。参加者のケガについては補償されます。

Q-16 同一の行事が同一の日に別々の会場で実施される場合の加入依頼書への記入方法について教えてください。
また、特定の会場だけ加入することはできますか？

A-16 加入依頼書の行事予定表欄に開催場所ごとに人数を記入してください。なお、この場合、1会場につき参加者が20名未満であっても、全ての会場で20名以上の参加者がいれば加入することができます。また、全ての会場が1行事となるため、特定の会場だけを加入することはできません。

Q-17 社協主催の行事に、学校の特別活動として小学生が参加する場合、ボランティア行事用保険に加入できますか？

A-17 加入できます。
主催者として社協の責任を問われる場合もありますので、万一の事故に備えておくことが必要です。
ただし、学校からの加入申込みの場合で、その行事が学校管理下（クラブ活動、課外指導中など）にあたるものは、対象となりません。

Q-18 パレードを開催するのですが、来場者が何人来るのかわかりません。
ボランティア行事用保険に加入できるのでしょうか？

A-18 パレードなどで、来場者が何人なのか把握できないものはボランティア行事用保険に加入できません。

Q-19 参加者が不特定多数であるため、バザー出展者やスタッフのみボランティア行事用保険に加入したいと思いますが、その中でボランティア活動保険に加入している人を除くことはできますか？

A-19 スタッフの中に入る人と入らない人が混在するような加入はできません。この場合、スタッフ全員でご加入ください。

Q-20 公民館を利用して講演会を行います。入場定員が決まっています。定員数でボランティア行事用保険に加入できますか？

A-20 入場定員が決まっている施設（屋内・屋外を問いません。）であれば、その定員数でボランティア行事用保険に加入することができます。

Q-21 どこかへ出掛けるような行事の場合、または施設内で行われる福祉まつりなどの行事の場合の加入条件について説明してください。

A-21 外で行う行事の場合は、行事開始時までに名簿などにより参加者を把握していること、また施設内の行事の場合は、①施設内外の区別が客観的に可能であること②入口が特定されており、他からの入場ができないこと③入口において入場者が把握できることが加入の条件となります。

Q-22 加入手続き後、行事日程や参加者数に変更となった場合どうすればよいですか？

A-22 行事日程や参加者数に変更があった場合、加入を受付けた社会福祉協議会を通じて、原則として行事開催予定日の前日までに変更手続きを行います。

Q-23 山・森林などで行う行事の区分を教えてください。

A-23 植林、枝はらい、下草刈り、登山用具を使用する山歩きやハイキングなどは加入対象外となります。草花を植える程度のものや登山用具を使用しない山歩きやハイキング、森林浴などは「A1」での加入となります。

Q-24 障害者のための日帰りバス旅行の帰り道、バスが追突事故を起こし、参加者数人がケガをするとともに、前を走行していた乗用車も破損しました。補償の対象になりますか？

A-24 参加者のケガは帰途を含めて対象となりますが、追突事故による乗用車やバスの修理費用や相手方の乗用車の搭乗者のケガは対象になりません。(自動車に起因する賠償事故は自動車保険での対象となります。)

Q-25 旅行会社のパックを利用して、被災地のボランティア活動に行きます。ボランティア行事用保険の加入対象になりますか？

A-25 対象になります。ただし、観光旅行とセットになっている場合は対象になりませんのでご注意ください。

Q-26 船を使用する日帰り行事に関する行事区分について、詳しく教えてください。

A-26 <A1>貸ボートのり、ゴムボート遊び(川下りを除く)、ペダルボート、ボート教室(手漕ぎ) など
<A2>プールで行うカヌー教室、船上パーティー、納涼船、ライン下り(観光用)、ヨット教室、遊覧船
<加入できない行事>いかだ下り、カヌー競漕、ライン下り(観光用以外)、船上での魚釣り(船で釣り場に行くものを含みます。)、ヨットレース、川で行うカヌー教室、クルーザー遊覧、ウェーブカッター、エイトボート、ジェットスキー、ラフティング など

Q-27 社協主催で行事を開催するにあたり、ボランティアの方の参加はありませんが、ボランティア行事用保険に加入できますか？

A-27 地域福祉活動の一環として行われる各種行事であれば、ボランティアの方の参加の有無にかかわらず加入することができます。

Q-28 ボランティアグループでの懇親行事としてキャンプに行くことになりました。ボランティア行事用保険に加入できますか？

A-28 加入できません。グループの構成員のみで行う懇親(親睦)行事は対象になりません。

Q-29 行事参加者が自家用車で他の参加者を迎えに行き、一緒に会場に向かいました。その際自動車事故を起こしてしまいましたが、対象となりますか？

A-29 ケガは補償の対象となります(通常の往復経路と認められる場合に限りです。)。ただし、自動車による対人・対物などの損害賠償責任や自身の自動車の修理代などは対象になりません。

Q-5 家事援助サービス中、お年寄りからバッグと財布を預かり、買い物に行った際、何者かにバッグと財布を盗まれてしまいました。この場合、財布に入っていた現金は補償されますか？ また、預った財布を紛失してしまった場合は補償されますか？

A-5 補償されます。

サービス中に預った第三者の所有する財物を紛失したり盗難されたことによって、第三者に損害を与えた場合も補償の対象となります。(警察への届出が必要です。)

この場合、現金の損害については、補償限度額は1事故につき各プランとも10万円限度となります。

Q-6 感染症の補償の保険金受取りは、誰になりますか？

A-6 団体が補償規定に基づいて感染者に補償した場合、その団体に保険金をお支払いします。

Q-7 賠償責任の補償について、個人賠償のみの加入はできますか？

A-7 できません。

賠償責任の補償は加入団体と個人がセットです。また、賠償責任の補償とケガの補償がセットで基本補償となっていますので、どちらか一方のみの加入もできません。ただし、感染症補償はオプションですので加入を選択できますが、加入する場合は必ず基本補償と併せてご加入ください。

Q-8 福祉サービスの活動に自動車を利用しています。その自動車を自宅と活動場所への往復にも利用していますが、往復途上の事故は補償されますか？

A-8 活動従事者本人のケガについては、通常の往復経路であれば補償されます。しかし、自動車による対人・対物などの賠償責任の補償は、往復途上、活動中を問わず補償対象外となります。

Q-9 私たちの団体では、移送サービス事業を行っています。有償のため「ボランティア活動保険」は対象外なので、有償・無償を問わない「福祉サービス総合補償」に加入しようと考えますが、対象になりますか？

A-9 対象となります。

ただし、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償事故は、この保険では対象になりません。

Q-10 「子供を預かり見守る」子育て支援サービスで、サービス提供者側の過失により子供にケガをさせた時、補償はどうなりますか？

A-10 サービス提供者側に損害賠償責任が発生する事故の場合、その過失割合に応じて、子供の治療費などが対人賠償保険金として支払われます。

Q-11 家事援助サービスの中で犬の散歩を請け負ったとき、次の場合に補償されますか？

①サービス提供者の過失で犬にケガをさせてしまった場合②犬が他の人を噛んでケガをさせてしまった場合

A-11 ①サービス提供者の過失割合に応じて、対物賠償保険金として犬の治療費が支払われます。

②サービス提供者の過失割合に応じて、対人賠償保険金として治療費などが支払われます。なお、犬が所定の予防接種などを受けていないため、それによって被害が拡大したような場合は、支払われないこともあります。

Q-12 理容組合の実施する高齢者への訪問理容事業（低額料金）を実施している理容組合のボランティアグループですが、加入できますか？

A-12 加入できます。

ただし、通常の業務に関してまで補償されるものではありませんのでご注意ください。

Q-13 福祉機器の販売・貸与をしている介護保険適用の団体ですが、加入対象になりますか？

A-13 機器の販売は対象となりません。福祉用具（機器）の貸与のみの場合は対象となります。

Q-14 託児サービスをしています。活動計画に基づき団体の事業所または活動者の自宅で行うこともあります。宿泊を伴う場合もありますが、補償の対象になりますか？

A-14 活動計画に基づき団体の事業所でサービスを行う場合は、宿泊の有無を問わず補償の対象となります。ただし、活動者の自宅で行う場合は、日常生活との区別が明確にできる活動計画書があり、かつ宿泊を伴わない場合のみが補償の対象となります。（自宅での活動の場合、活動計画がない、宿泊を伴ういずれの場合も、日常生活との区別が明確にできないため、補償対象外としています。）

Q-15 ホームヘルプサービスを行っている団体です。活動に必要な会議や学習会も補償の対象になりますか？

A-15 活動のための会議や学習会についても、それらを年間の活動日数に含めて加入した場合は対象となります。

Q-16 指定管理者制度で管理・運営している建物内でデイサービスしていますが、デイサービス中に建物の一部を破損してしまい、建物の所有者である市から修理を求められましたが、補償されますか？

A-16 借用（占有）している不動産への補償は対象外となっております。この場合、デイサービスで使用している部分は占有している部分となり、補償されません。ただし、管理している建物で、占有していない部分への損害賠償責任は対象となります。

Q-17 認定特定行為業務従事者が行った「たん吸引」により事故が発生してしまいました。福祉サービス総合補償の賠償責任の補償の対象になりますか？

A-17 平成24年4月1日の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、一定の条件のもとに行う「たん吸引」および「経管栄養」による損害賠償責任に限り補償の対象となります。具体的には医療や看護との連携による安全確保が図られていること等とありますが、詳細は「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」をご確認ください。

なお、今般の法改正による喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準は次のとおりです。

1. 医療関係者との連携に関する基準

- ①介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、**医師の文書による指示**を受けること。
- ②医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と**情報共有**を図ることにより、医師・看護職員と介護福祉士等との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
- ③喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した**計画書を作成**すること。
- ④喀痰吸引等の実施状況に関する**報告書を作成**し、医師に提出すること。
- ⑤喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、**緊急時の医師・看護職員への連絡方法**をあらかじめ定めておくこと。
- ⑥喀痰吸引等の**業務の手順等を記載した書類**（業務方法書）を作成すること。

2. 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準

- ①喀痰吸引等は、**実地研修を修了した介護福祉士等**に行わせること。
- ②実地研修を修了していない介護福祉士に対し、**医師・看護師などを講師とする実地研修**を行うこと。
- ③安全確保のための**体制を整備**すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）。
- ④必要な**備品**を備えるとともに、**衛生的な管理**に努めること。
- ⑤上記1. ③の**計画書の内容**を喀痰吸引を必要とする方又はその家族に**説明し、同意を得る**こと。
- ⑥業務に関して知り得た**情報を適切に管理**すること。

「送迎サービス補償」に関するQ&A

- Q-1 利用者が起こした賠償事故について
Q-2 サービス提供者の補償について
Q-3 各プランへの重複加入について
Q-4 代車による送迎サービスの補償について
Q-5 有償送迎サービスの加入について
Q-6 サービス中に必要な補償について

Q-1 送迎サービス利用者が起こした賠償事故は補償されますか？

A-1 補償されません。
この制度では、送迎サービスの利用者または特定車両搭乗者（Bプラン）のケガのみが補償の対象となり、サービスの利用者やサービスの提供者が起こした賠償事故は補償されません。

Q-2 送迎サービスを行うサービス提供者を補償の対象として加入することができますか？

A-2 A1、A2プランでは加入の対象となりません。
この制度は、送迎サービス利用者を補償の対象とするものであり、サービスの提供者を補償の対象として加入することはできません。
送迎サービスを行うサービスの提供者のケガの補償・賠償責任の補償は、「ボランティア活動保険」または「福祉サービス総合補償」に加入することで補償されます。
なお、Bプランについては、運転手を含む搭乗者全員が補償されます。

Q-3 A1プラン・A2プランとBプランの両方に加入できますか？

A-3 加入できます。両方に加入した場合は、両方から補償されます。
ただし、A1プランとA2プランは重複加入できないので、サービス内容とサービス実施頻度（利用日数）に応じていずれかのプランを選択して加入してください。

Q-4 送迎サービス補償に加入していますが、いつも使用している自動車が車検中のため代車で送迎していますが、補償はどうなりますか？

A-4 A1、A2プランは代車で送迎中であれば補償されます。ただし、Bプランの場合は、異動通知書にて事前にご通知ください。

Q-5 有償にて送迎サービスを行っていますが、加入することができますか？

A-5 有償にて送迎サービスを行っている場合でも、加入することができます。
ただし、Bプランでは、自家用自動車を対象としたプランとなっておりますので、営業用自動車（緑ナンバー）で送迎サービスを行っている場合は加入できません。

Q-6 私たちのボランティアグループでは、地域のお年寄り達の送迎や移送のサービスを有償で始めることになりました。サービス中の事故が心配ですがどのような補償が必要ですか？

A-6 サービス提供者側の補償と利用者側の補償が必要です。

①サービス提供者側の補償としては、「福祉サービス総合補償」があります。

サービス提供者が活動中（活動場所への往復途上を含みます。）にケガをした場合の補償と活動中の偶然な事故により、サービス利用者や他の人の身体・財物に損害を与え、団体や活動従事者が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償がセットになっています。

なお、自動車に起因する賠償事故は対象外ですので、自動車保険の加入の有無や加入内容についての事前の確認が必要です。

②利用者側の補償としては、「送迎サービス補償」があります。

送迎中や移送中などに利用者がケガをした場合の補償です。

加入プランとしては、利用者特定方式（A1プラン・A2プラン）と、自動車特定方式（Bプラン）があります。

●A1プランでは、管理下中の利用者が交通事故によりケガをした場合に補償されます。送迎車両に搭乗中の事故はもとより、車いすやエレベータでの事故や建物からの落下物によるケガも補償されます。

●A2プランでは、管理下中の利用者がケガをした場合に補償されます。

●Bプランは、特定した自家用自動車に搭乗中のケガが補償されます。サービス利用者だけでなく運転者を含む搭乗者全員が補償されます。

社協の保険 Q&A (プラン1)

プラン1-① 賠償補償

Q1. 総合補償タイプの賠償補償に加入した場合の補償範囲は？

A1. 施設サービスなどを含む全ての社協業務が対象です。
例えば、デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、在宅福祉サービス、居宅介護支援事業、ボランティア活動の推進事業、日常生活自立支援事業、法人後見業務、社協事務所の管理などが包括的に補償され、加入後、新規の事業が追加された場合も自動的に補償対象となります。

Q2. 総合補償タイプの加入を検討していますが、デイサービス事業に限定して加入したいのですが？

A2. 特定の事業だけ加入することはできません。
デイサービス事業など特定の事業の補償が必要な場合には、「福祉サービス総合補償」にご加入ください。

Q3. 賠償補償の保険料計算は、常勤の役員・職員の人数で算出するようになっていますが、パートの方や、登録ヘルパーの方が起こした事故も補償されますか？

A3. 常勤人数で加入することにより、パートの方などが起こした事故で社協が負った損害賠償責任は全て補償されます。

Q4. 3社協が合併しました。加入の仕方を教えてください。

A4. 原則として支所ごとの加入はできません。合併後の新社協を1単位としてご加入ください。
ただし、支所単位で従来の活動のほとんどを継続している場合に限り当面の間、支所ごとの加入を認めています。
社協コードは、新社協コードを使用してください。

Q5. 指定管理者制度を受託していますが、プラン1-①で補償されますか？

A5. 総合補償タイプにご加入の場合、すべての社協業務が対象となりますので、指定管理者制度により受託した事業において事故が発生し、その結果社協に損害賠償責任が発生したような場合でも補償されます。

Q6. 施設の利用者から預かった現金を紛失してしまいました。プラン1-①で補償されますか？

A6. 社協に損害賠償責任は発生することになりますが、施設の利用者など第三者から預かった現金・貴重品に関する損害賠償責任については、プラン1-①では補償されません。
現金・貴重品の盗難などにおける損害は、プラン3-②（現金・貴重品の損害補償）にて補償されますが、紛失や置忘れなどによる損害は対象となりません。

Q7. 当社協には、支所、地区社協があります。

プラン1-①の賠償補償は支所社協業務、地区社協活動も補償対象になりますか？

A7. 支所は社協と同一組織であり、支所が負った損害賠償責任は補償できます。ただし、加入時に支所の常勤役員・職員数も加えて加入いただいていることが前提となります。
地区社協は、住民の自主的な活動であり、地区社協の活動において、社協本体が損害賠償責任を負った場合は補償されますが、地区社協が負った損害賠償責任は補償されません。

Q8. 社協がNPO法人に「福祉講座」「ふれあいサロン」を委託しています。

NPO法人で実施した福祉講座、ふれあいサロンでの賠償事故は、プラン1-①の補償対象になりますか？

A8. NPO法人が実施した福祉講座、ふれあいサロンにより事故が起こった場合、通常はその主催者である委託先のNPO法人が損害賠償責任を負うことになりますが、委託形態やその他状況により委託元である社協にも損害賠償責任があると判断される場合には、その社協が負った損害賠償責任割合分についてのみプラン1-①で補償されます。

Q9. 社協のホームヘルパーが訪問先で掃除をしていて、誤って掃除機があたり高価な置物（美術品）をこわしてしまいました。プラン1-①は、受託する貴重品は除くとされていますが、このような事故は補償されますか？

A9. 対物賠償で補償されます。

Q10. 社協の職員である認定特定行為業務従事者が行った「たん吸引」により事故を発生させてしまいました。総合補償タイプの補償の対象になりますか？

A10. 総合補償タイプにご加入の場合、平成24年4月1日の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、一定の条件のもとに行う「たん吸引」および「経管栄養」による損害賠償責任に限り補償の対象になります。具体的には医療や看護との連携による安全確保が図られていること等とありますが、詳細は「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」をご確認ください。

なお、今般の法改正による喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準は次のとおりです。

1. 医療関係者との連携に関する基準

- ①介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、医師の文書による指示を受けること。
- ②医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と情報共有を図ることにより、医師・看護職員と介護福祉士等との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
- ③喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した計画書を作成すること。
- ④喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。
- ⑤喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、緊急時の医師・看護職員への連絡方法をあらかじめ定めておくこと。
- ⑥喀痰吸引等の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）を作成すること。

2. 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準

- ①喀痰吸引等は、実地研修を修了した介護福祉士等に行わせること。
- ②実地研修を修了していない介護福祉士に対し、医師・看護師などを講師とする実地研修を行うこと。
- ③安全確保のための体制を整備すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）。
- ④必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理に努めること。
- ⑤上記1. ③の計画書の内容を喀痰吸引を必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ること。
- ⑥業務に関して知り得た情報を適切に管理すること。

Q11. 日常生活自立支援業務において、福祉サービスの利用料の減免申請を依頼されていたにもかかわらず、担当職員が申請の援助を失念し、利用者が本来受けることのできる減免を一定期間受けられませんでした。補償の対象になりますか？

A11. 本保険では補償されません。なお、不誠実行為による経済的損害賠償補償で対象となるのは、社協職員による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為のみとなります。
※9ページの保険金をお支払いする主な例および保険金をお支払いできない主な例もあわせてご覧ください。

Q12. 総合補償タイプに加入しています。社協所有の自動車業務中に自動車事故を起こしてしまいましたが、非所有自動車の賠償補償の対象になりますか？

A12. 補償の対象としているのは、一時的に他人の自動車を借用している間の対人・対物事故で、社協に法律上の損害賠償責任が発生した場合についてのみです。社協所有の自動車での事故の場合は、自動車保険にてご対応ください。

プラン1-② 個人情報漏えい対応補償

Q13. 総収入金額は、どのように計算すればよいのですか？

A13. 直近会計年度の総収入金額（消費税込み）でご申告ください。
総収入金額は下記①から④までの合計金額となります。

- ①一般会計
- ②公益事業特別会計
- ③収益事業特別会計
- ④その他特別会計

ただし、退職金などの繰り入れ、繰り出し部分は除外してください。また、消費税がある場合にはそれを加算してください。

Q14. 個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても加入することはできますか？

A14. 加入することができます。ただし、支所単位での加入はできませんので法人全体で一括加入してください。

Q15. プラン1-①賠償補償の人格権侵害とプラン1-②個人情報漏えい対応補償の違いについて教えてください。

A15. プラン1-①の賠償補償で補償される人格権侵害とは下記の通りとなります。

- イ. 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ロ. 口頭、文章、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗または他人の商品、製造物もしくは役務の中傷
- ハ. 口頭、文章、図画その他これらに類する表示行為による個人のプライバシーの権利の侵害。ただし、個人の情報の漏えいまたはそのおそれによるものは含みません。

一方、プラン1-②個人情報漏えい対応補償では、加入者の意図に反して、加入者が所有、使用または管理する個人情報（当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの）が流出またはそのおそれのあることに起因して他人に生じた被害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。また、個人情報漏えいにかかる各種費用（見舞費用、通信費用、広告費用、マスコミ対応費用など）も費用保険金額の限度内においてお支払いします。

例えば、プラン1-①賠償補償では、社協が誤ってプライバシーが記載されたリストを掲示板に掲示してしまったことにより、リストに記載された方が人格権を侵害されたとして損害賠償請求を求めて訴えた場合などが補償の対象となります。

一方、プラン1-②個人情報漏えい対応補償では、個人情報が記載されたリストが流出してしまい、その結果銀行からお金を引き出されて損害賠償責任を負ったなどの場合や、個人情報が記載されたリストを紛失してしまい、個人情報の漏えいのおそれが発生したため見舞金を負担したなどの場合が補償の対象となります。

よって、事故発生の原因が個人情報の漏えいによるものなのかそうでないのかにより、対応できるプランが異なります。

社協の保険 Q&A (プラン2)

プラン2-① 社協役員・職員の業務中の傷害補償

Q1. 年度の途中で出勤日数が増えたり、人数の増減が生じた場合には、その都度手続きが必要ですか？

A1. 前年度の出勤日数をもとに今年度の加入手続きを行っていただきますので、途中で人数の変更があっても手続きや保険料の追加・返れいは必要ありません。
ただし、Bタイプで特定の職種・役職・事業所で加入し、途中で対象職種などを増やすような場合には、異動通知書の提出と保険料の追加が必要です。
例：常勤役員・常勤職員で加入したが、非常勤職員を追加する場合

Q2. 政府労災が適用されない役員のみ口数を多く加入することはできますか？

A2. この場合には、補償の対象者を任意に設定できるBタイプを2件申し込んでいただきます。1件はその役員の方を対象とした申込み、もう1件はそれ以外の方を対象とした申込みを行います。

Q3. 委員会委員を被保険者（保険の補償を受けられる方）の対象にしたいのですが、どのプランに入ればいいですか？

A3. 社協の役員でもなくまた雇用関係のない委員会委員は、Aプランに含めることはできません。Bプランに明記の上ご加入ください。

Q4. 社協の委嘱業務を行っている福祉委員は、プラン2-①社協役員・職員の業務中の傷害補償の対象にすることができますか？

A4. Bタイプで対象にすることができます。（「福祉委員」と明記してください。）
（参考）
社協の委嘱した福祉委員がその活動中、他人の物をこわしてしまったなどにより社協が損害賠償責任を負担することとなった場合は、プラン1-①賠償補償（総合補償タイプ）に加入していれば補償の対象になります。
また、福祉委員が社協会費を集集中、その会費を盗まれた場合、プラン3-②現金・貴重品の損害補償に加入していれば補償の対象になります。
なお、福祉委員は「ボランティア活動保険」にも加入できます。

プラン2-① プラン2-② 共通

Q5. プラン2-①社協役員・職員の業務中の傷害補償とプラン2-②社協役員・職員の業務中の感染症補償について共にBタイプを選択した場合には、同じ役職や職種・事業所にしなければなりませんか？

A5. その必要はありません。プラン2-①とプラン2-②それぞれについて補償の必要な方々を選択してください。

Q6. 社協役員・職員の業務中の傷害補償のAタイプ（役員・職員全員）と、社協役員・職員の業務中の感染症補償のAタイプ（役員・職員全員）に加入しました。生活支援員の補償もされるのでしょうか？

A6. 役員・職員の方々の勤務日数を集計する際に、生活支援員の方々の日数も加算することになりますので、補償されます。

Q7. 職員を新たに採用したため、職員の年間延べ出勤日数が100日増えることになりました。どのような手続きが必要ですか？

A7. プラン2-①は、前年度の延べ出勤日数で保険料を計算しますので、手続きは不要です。ただし、プラン2-②は今年度の延べ出勤日数で保険料を計算しますので、追加手続きが必要となります。

プラン2-② 社協役員・職員の業務中の感染症補償

Q8. 新型インフルエンザは補償の対象になりますか？ また、鳥インフルエンザは補償の対象になりますか？

A8. 感染症補償では、対象となる感染症に列記されたもののみが補償の対象となるため、新型インフルエンザ(H1N1型)は補償の対象となりません。
なお、全社協の補償制度では、新型インフルエンザ(H1N1型)は傷害補償、感染症補償ともに対象とはなりません。
また、鳥インフルエンザで対象となるのは高病原性鳥インフルエンザ(H5N1型)のみで、その他の鳥インフルエンザ(低病原性など)は対象となりません。

プラン2-③ 施設利用者の傷害補償

Q9. 知的障害者のケガは、お支払いできない事故の「疾病、脳疾患または心神喪失によるケガ」に該当し、補償が受けられないのですか？

A9. 疾病、脳疾患または心神喪失を直接の原因としてケガをした場合、例えば発作により倒れてケガをした場合などは対象となりません。しかし、既往症をお持ちの方でも単に階段から落ちてケガをした場合などは補償の対象となります。詳しくは、福祉保険サービスまでお問い合わせください。

Q10. 利用者が地元の企業に訓練（実習）に行き、訓練（実習）中にケガをしてしまいました。補償の対象になりますか？

Q10. 地元の企業での訓練（実習）中は、その地元の企業の管理下となり、このプランで補償の対象としている社協の管理下にある間の事故によるケガにはあたらないため、補償の対象になりません。ただし、その地元の企業に向かう際の往復途上（通常の経路の場合に限ります。）は補償の対象としています。

Q11. 職員を伴いバスを利用して一泊の懇親旅行に出掛けた際、ホテル内で利用者が転んでケガをしてしまいました。職員を伴っての旅行なので、施設の管理下中として補償の対象となりますか？

Q11. ホテル内のケガは、ホテルの管理下となり、補償の対象にはなりません。ボランティア行事用保険Bプラン（宿泊を伴う行事）もしくは損害保険会社で旅行保険に加入されることをご検討ください。（「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」は宿泊を伴う行事は対象外となっておりますので、ご注意ください。）

社協の保険 Q&A (プラン3)

プラン3-① 什器・備品の損害補償

Q1. 落雷により使っていたパソコンがこわれてしまいました。補償されるのでしょうか？

A1. 補償されます。
その場合、パソコンの修理金額もしくは、同程度の商品を購入した場合の金額のどちらか低いほうの金額で補償されます。ただし、修理不能の場合は代替物の購入が条件となります。なお、その場合の補償される金額は、損害物と同程度の商品の再購入金額が限度となります(代替物の購入を行わない場合は、時価基準の補償となります。)。ただし、パソコン内のプログラム、各種データについての損害は補償されませんので、常にバックアップを取っておくことをお勧めします。

Q2. 社協職員が業務中誤ってコピー機をこわしてしまいました。補償されるのでしょうか？

A2. 補償されます。
ただし、コピー機がリース、レンタルの場合は対象となりません。(プラン1-①賠償補償(総合補償タイプ)で補償されます。)

Q3. 業務に使用するために備品を利用者宅に持って行った際にこわしてしまいました。事務所外の事故は補償されないのでしょうか？

A3. 一時的に事務所から持ち出され、社協職員が使用・管理している什器・備品も補償の対象になります。

プラン3-② 現金・貴重品の損害補償

Q4. 日常生活自立支援事業の基幹的社協ですが、他の市町村社協に利用者から預かった現金・貴重品を保管してもらっています。どのプランにどのような加入手続きをしたらよいですか？

A4. 次のいずれかの方法があります。
1. 他の市町村社協に、プラン3-②の現金・貴重品の損害補償に加入してもらう。
2. 基幹的社協で他の市町村社協の分もまとめてプラン3-②の現金・貴重品の損害補償に加入する。(この場合、どの市町村社協に何口加入したかを、加入社協明細書(31ページ)に記入して加入依頼書と共に提出してください。)

Q5. 金庫に保管していた現金と一緒に出納帳(帳簿)も盗まれてしまい、金庫に保管していた金額がわかりません。補償はどのようになるのでしょうか？

A5. 出納帳(帳簿)に代わる証拠書類を提出し、客観的に証明された金額が補償されます。各種領収証、通帳の出納履歴などを証明できる書類を用意してください。なお、出納帳(帳簿)類は、現金とは別保管されることをおすすめします。

Q6. 手提げ金庫を鍵のかかった机の中に保管していましたが、時間外に机のカギがこわされ盗まれてしまいました。鍵のかかった場所に保管していたので補償されると考えていいのでしょうか？

A6. 鍵がかかっていたとしても、机は金庫ではありませんので、補償の対象にはなりません。なお、事務所に備え付けの金庫がない場合で、保管機能しかない什器(キャビネットなど)に保管していた場合、それが通常金庫としてのみ使用していたと施錠や各種管理状況などから客観的に認められた場合は補償される場合があります。

Q7. 現金・貴重品の損害補償で加入できる補償の上限は500万円(10万円×50口)になっていますが、今回法人後見業務の開始にあたり、数千万円から数億円の現金(通帳)を預かることとなりました。500万円以上が補償できるプランはないのですか？

A7. 社協の保険では対応しておりません。一般の損害保険をご検討ください。裏表紙に記載の日本興亜損保の公務部にお問い合わせいただくか、161ページ記載の日本興亜損保の各都道府県担当にご相談ください。

ふれあいサロン・社協行事傷害補償 Q&A

加入手続き・補償内容について

- Q1.** ボランティアグループが、ふれあいきいきサロンを運営しています。ボランティアグループが加入することができますか？
- A1.** この補償制度は都道府県・市区町村社協しか加入申込人になることができません。ボランティアグループとして加入する場合は、「ボランティア行事用保険」にご加入ください。
-
- Q2.** 補償はいつから開始しますか？
- A2.** 保険料払込日翌日以降開催されるサロンから補償が開始します。インターネットで加入手続きを行うか、加入依頼書を作成し速やかに若草色の返信用封筒(料金受取人払)で福祉保険サービス宛送付してください。
-
- Q3.** 地区社協や校区社協でふれあいきいきサロンの運営や独自の行事を実施しています。地区社協で加入することはできますか？
- A3.** 加入できません。
ただし、都道府県・市区町村社協から依頼されサロンを運営する場合は、都道府県・市区町村社協から申込みいただくことにより加入できます。
地区社協が主体的に運営するサロンや行事については、「ボランティア行事用保険」をご利用ください。
-
- Q4.** ふれあいきいきサロンの参加者の内、ボランティアの方は「ボランティア活動保険」に加入しているので、この保険から外したいのですが、できますか？
- A4.** 被保険者を特定できますので、加入依頼書の名称・場所・補償対象者など欄に開催場所とあわせて明記してください。
(例：除く社協職員、除くボランティア)
-
- Q5.** 参加者の往復途上の事故も対象になりますか？
- A5.** 往復途上の事故も対象になります。ただし、通常の経路をはずれて寄り道をした場合には対象になりませんのでご注意ください。
-
- Q6.** 「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」と「ボランティア行事用保険」との違いは何でしょうか？
- A6.** 「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」は行事主催者や参加者のケガの補償のみですが、「ボランティア行事用保険」は、ケガの補償以外に行事主催者の損害賠償責任も補償されます。
なお、「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」に加入できるのは都道府県・市区町村社協のみとなります。
ボランティアグループや地区社協などがサロンまたは行事を主催する場合は「ボランティア行事用保険」にご加入ください。
-
- Q7.** 社協の保険プラン1-①賠償補償の総合補償タイプに加入しています。社協主催のホームヘルパー講習会を実施しますが、賠償補償は社協の保険で加入しているので、「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」への加入で補償は十分でしょうか。
- A7.** 社協の保険の賠償補償は、主催者として社協が被った損害賠償責任を補償するものです。参加者が負担する損害賠償責任は補償対象外となります。なお、「ボランティア行事用保険」ではホームヘルパー講習会についてのみ参加者の実習中の損害賠償責任を補償しておりますので、「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」ではなく、「ボランティア行事用保険」に別途加入されることをご検討ください。
-
- Q8.** 社協の保険プラン1-①賠償補償の総合補償タイプに加入しています。社協主催のバザーについて加入する場合、「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」と「ボランティア行事用保険」のどちらに加入したらよいか教えてください。
- A8.** 賠償事故は社協の保険プラン1-①の総合補償タイプで補償できるので、ケガの補償だけの「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」への加入をおすすめします。

異動手続について

Q9. 当初の予定を変更して次回のサロンは、バスで紅葉を見に行くことになりました。このような場合、事前に報告の必要はありますか？

A9. 事前に『「社協の保険」「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」異動通知書』にてご通知いただくことで補償されます。
※宿泊を伴う場合には、「ボランティア行事用保険」Bプランにご加入ください。

Q10. サロンが急遽中止になりました。保険料は返れいしてもらえるのですか？

A10. サロンが中止になった場合、ただちに『「社協の保険」「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」異動通知書』にてその旨ご通知ください。全社協より指定の口座に取消による返れい金を振り込みます。

Q11. 現在Aプランに加入していますが、補償の高額なBプランへの変更を検討しています。その場合どのように手続すれば良いですか？

A11. すでに終了しているふれあいサロンや社協行事などについては変更できませんが、まだ実施されていない分については異動通知書にて変更の旨を連絡していただくと同時に、追加の保険料を払い込んでください。
